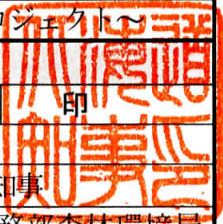


環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年11月25日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹				
北海道有林森林吸収エコビジネス支援プロジェクト～「キキタの森」の間伐促進プロジェクト				
【依頼者】プロジェクト代表事業者				
事業者名(フリガナ)	北海道（ホッカイドウ）			
住所	〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目			
代表者氏名	高橋 はるみ	代表者役職		北海道知事
担当者氏名	関根 進	担当者 所属部署・役職		水産林務部森林環境局 道有林課 主査(道有林整備)
担当者 E-mail	sekine.susumu@pref.hokkaido.lg.jp	担当者電話番号	011-204-5520	
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者				
プロジェクト事業者名	北海道			
プロジェクト参加者名	-			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者				
事業者名(フリガナ)	北海道（ホッカイドウ）			
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。			
妥当性確認機関				
妥当性確認機関名	社団法人日本能率協会			

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																															
プロジェクト概要	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>道では、道有林において国土の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止など公益的機能の発揮を最重点とする森林の整備・管理を推進してきている。約13万haの人工林は、間伐などの保育を必要とする森林が多く存在し、森林整備を計画的に実施していく必要がある。</p> <p>J-VER制度に基づくカーボン・クレジットを取得し、森林の持つ「地球温暖化の防止機能」の定量化を図ることで、道が実施する森林整備の効果をわかりやすく示す「森林整備の『見える化』」を促進することができる。</p> <p>また、取得した道有林のJ-VER (カーボン・クレジット) はカーボン・オフセットに取り組む企業に販売していく。森林の公益的機能の発揮に配慮した整備・管理を実施している道有林のJ-VERを活用 (購入) することは、その企業にとって企業価値の向上とともに、製造した商品の付加価値向上や競争力強化が図られることになる。</p> <p>なお、北海道各地に存在する道有林のJ-VERを地元企業が活用することは、カーボン・オフセットクレジット制度の普及・拡大を促進することにもなる。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件 1 : 当該プロジェクトの対象地は、森林法第 5 条で定める地域森林計画対象森林である。</p> <p>後志管理区 (羊蹄・ニセコ地区) : 後志胆振地域森林計画 上川南部管理区 (大雪地区) : 上川南部地域森林計画</p> <p>条件 2 : 森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地の転用は計画されておらず、間伐対象地外の土地で主伐を計画しているが、伐採後には適切な更新 (人工造林等) を計画している。また、平成21(2009)及び22(2010)年度の間伐は、下記森林施業計画に基づき実施されたものである。</p> <p>なお、平成24(2012)年9月1日以降 (現行森林施業計画の計画期間終了後) も計画的に適切な森林の整備・管理を行っていく必要があるため、引き続き、森林施業計画 (森林経営計画) を作成する。</p> <p>条件 3 : 北海道後志支庁長及び北海道上川支庁長から認定を受けている。</p> <p>後志管理区 (羊蹄・ニセコ地区) : 認定番号 後・19-B1 計画期間 : 平成19(2007)年9月1日 ~ 平成24(2012)年8月31日 変更 : 変1-19、変2-20、変3-20、変4-21、変5-21、変6-21、変7-22、変8-22 上川南部管理区 (大雪地区) : 認定番号 上・19-A1 計画期間 : 平成19(2007)年9月1日 ~ 平成24(2012)年8月31日 変更 : 変1-20、変2-20、変3-21、変4-21、変5-21、変6-22、変7-22</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林・林業基本法 : 第9条 森林所有者としての責務 森林法 : 第5条 地域森林計画、第11条 森林施業計画、第34条の3 保安林における間伐の届出等 自然公園法 : 第20条 特別地域 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 (間伐等促進法)</p> <p>【採用技術】</p> <p>後志総合振興局森林室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60csx</td> <td>ガーミン社</td> <td>10年</td> <td>2010年8月</td> <td>調査位置(緯度経度)の特定</td> </tr> <tr> <td>OREGON300</td> <td>"</td> <td>10年</td> <td>2009年9月</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方</td> <td>10年</td> <td>2006年5月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>VERTEX</td> <td>ハグロフ社</td> <td>10年</td> <td>2008年9月</td> <td>樹高測定器</td> </tr> <tr> <td>輪尺(中堀式TK型)</td> <td>太陽興産</td> <td>5年</td> <td>2010年5月</td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	60csx	ガーミン社	10年	2010年8月	調査位置(緯度経度)の特定	OREGON300	"	10年	2009年9月	"	ポケットコンパス	牛方	10年	2006年5月	面積測量機	VERTEX	ハグロフ社	10年	2008年9月	樹高測定器	輪尺(中堀式TK型)	太陽興産	5年	2010年5月	胸高直径測定器
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																										
60csx	ガーミン社	10年	2010年8月	調査位置(緯度経度)の特定																											
OREGON300	"	10年	2009年9月	"																											
ポケットコンパス	牛方	10年	2006年5月	面積測量機																											
VERTEX	ハグロフ社	10年	2008年9月	樹高測定器																											
輪尺(中堀式TK型)	太陽興産	5年	2010年5月	胸高直径測定器																											

上川総合振興局南部森林室				
機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
60csx	ガーミン社	10年	2009年6月	調査位置(緯度経度)の特定
ポケットコンパス	牛方	10年	2007年10月	面積測量機
VERTEX	ハグロフ社	10年	2007年8月	樹高測定器
輪尺	中堀式	5年	2008年4月	胸高直径測定器

【モニタリング方法】
活動量：実測
容積密度、拡大係数、地上部に対する地下部の比率：「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の値
幹材積の年間成長量：北海道が作成している「樹種別・地位別蓄積樹高管理表(森林計画情報処理要領付録資料)」の値

【GHG 算定式の方法論への準拠性】
モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト)に全て準拠する。

【モニタリング体制】
モニタリング実施者：後志総合振興局森林室長、上川総合振興局南部森林室長
吸収量算定担当者：水産林務部森林環境局道有林課道有林整備 G
吸収量算定確認者：水産林務部森林環境局道有林課長
吸収量算定責任者：水産林務部森林環境局長
内部監査員：水産林務部林務局森林計画課森林山村 G

【QA / QC 体制】
品質保証(QA)
内部監査員を置き、次の事項について監査を行う。
記録や確認方法が適切に行われていることの確認
モニタリングガイドラインに準拠して適切に作成されていることの確認
不適切な項目があった場合は該当項目の修正を指示し、再提出後、再確認
監査実施後「監査調書」を作成、森林計画課で保管

品質管理(QC)
教育・訓練：
吸収量算定担当者及び吸収量算定確認者はモニタリングの目的及び方法等について、モニタリング調査実施前に確認を行い、モニタリング実施者に対し、適切なモニタリング調査が実施されるよう指示を行うとともに、実施した指示内容について「報告書」を作成し、道有林課で保管する。
データの管理
吸収量算定担当者はモニタリング調査データについて、モニタリング実施者から提出を求め、取りまとめ保管する。また、同データについては、モニタリング実施者も控えを保管し、バックアップ体制を確立させる。
なお、データの保管期限は、平成 35 年 3 月 31 日とする。
データの確認
調査データ及び吸収量算定データについては、吸収量算定担当者が管理する。
なお、同データ(入力データ)については、入力間違いや計算式の誤りがないかの確認と既存の調査データ等と比較による異常値の有無の確認を行う。

内部監査
内部監査員は、モニタリング報告書作成時に調査データ及び吸収量算定データについて、確認監査を行う。
なお、監査に伴い作成した資料は、同監査員(森林計画課)が保管する。

測定機器の維持管理
吸収量測定者は、測定機器について、適正に管理するため、定期的に点検を行うとともに、モニタリング調査実施前にも目視等により点検・確認を行う。
なお、確認結果はチェック記録表に記録し、各森林室において保管する。

プロジェクト実施場所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 実施事業所 水産林務部森林環境局道有林課：北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 後志総合振興局森林室：北海道虻田郡倶知安町南 4 条西 1 丁目 上川総合振興局南部森林室：北海道旭川市永山 6 条 19 丁目 森林の所在（間伐実施箇所） 後志管理区（羊蹄・ニセコ地区） 北海道虻田郡ニセコ町字羊蹄140番地 虻田郡真狩村字新陽261番地-1 虻田郡京極町字川西332番地-1 上川南部管理区（大雪地区） 北海道旭川市字瑞穂741番地1、742番地1 上川郡東川町806番地1、806番地2 上川郡当麻町1667番地2、1963番地2、1963番地3 上川郡愛別町字愛山769番地1 上川郡上川町字東雲525番地、527番地1、530番地、532番地						
<方法論R001・R002・R003のみ> プロジェクト対象面積	419.99ha						
プロジェクト期間	平成 21(2009)年 4 月 1 日 ~ 平成 25(2013)年 3 月 31 日 (4 年 ヶ月)						
クレジット期間	平成 21(2009)年 4 月 1 日 ~ 平成 25(2013)年 3 月 31 日						
プロジェクト計画開始届提出日	平成23年10月14日						
妥当性確認終了日	平成23年11月25日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	-	1,698	3,004	3,159	3,030	10,891
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.3.0						
適用方法	方法論番号	方法論 No.R001 Ver.5.0					
	方法論名称	森林経営活動によるCO ₂ 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

<p>ダブルカウントの防止 措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、 に欄を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 14「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p>当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	---

	<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/dyr/index.htm 出版物 (環境報告書/定期刊行物) その他 具体的に: _____</p> <p>現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p>公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p>「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p>地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p>その他 具体的に: _____</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
<p>備考欄</p>	
<p> </p>	

以上